



IKO グループ サプライヤー
CSR 調達ガイドライン

2022 年 7 月 第 1 版

日本トムソン株式会社

■はじめに

企業の持続的な成長には法律遵守の責任はもちろん、社会の一員として企業活動を通じた社会的責任を果たす、いわゆる CSR（企業の社会的責任）に取り組む事が必要不可欠です。当社では、1998 年度より『企業の社会的責任として環境に配慮した企業活動を行ない、環境負荷を低減し、豊かな地球環境の実現に貢献する』を基本理念としたグリーン調達の実施により、地球環境の保全を意識した企業活動を展開しておりますが、環境問題のみならず、人権・労働問題への配慮など、より広範に社会的責任を果たすべく、このたび『IKO グループ サプライヤーCSR 調達ガイドライン』を策定致しました。

また、事業プロセス全体に対する CSR への関心の高まりに応えるため、自社だけが CSR 活動を推進するだけではなく、サプライチェーン全体の CSR に配慮することも求められております。サプライチェーン全体が社会の要請に応えることで、相互の信頼を基に繁栄が実現できるものと考えております。

取引先の皆様におかれましては、本ガイドラインの趣旨ご理解いただき、貴社内でも取り組み頂き、更に皆様のお取引先へも同様のご理解と取り組みの要請をお願いいたします。

■経営理念

社会に貢献する「技術開発型企業」

日本トムソンは、軸受および軸受関連機器などの重要機械要素の製造販売を通じてお客様に信頼され、必要とされる企業です。さらに存在感のあるグローバルカンパニーとして成長を目指すため、技術と情熱のすべてを傾注してお客様が抱える問題を解決していく技術開発型企業を目指します。

■調達基本方針

- ・品質、コスト、納期遵守を重点項目とし、競争力のあるサプライヤーから、公平で最適な調達を行います。
- ・法令を遵守し、公正な取引を行います。
- ・地球環境に配慮した調達活動を行い、グリーン調達を推進します。
- ・企業活動において持続的に発展し、社会的責任を果たすサプライチェーンを構築します。

■CSR 調達の運営方針

- ・本ガイドラインの内容について、お取引先様にご理解とご協力をいただき、お取引先様と共にサプライチェーン全体で CSR 調達を推進していきます。
- ・お取引先様の状況を把握し改善することにより、CSR 調達を向上していきます。（情報提供をお願いする場合があります。ご協力お願いします。）
- ・取引開始前には、本ガイドラインに基づいた状況確認を行い、CSR 活動に同意しご協力していただけるかを確認します。
- ・お取引先様のサプライチェーンにおいても本ガイドラインが推進される取り組みをお願いします。

CSR 調達ガイドライン目次

1、人権・労働	4
(1) 強制的な労働の禁止	
(2) 児童労働の禁止	
(3) 労働時間への配慮	
(4) 適切な賃金	
(5) 非人道的な扱いの禁止	
(6) 差別の禁止	
(7) 結社の自由	
(8) 宗教的な伝統や慣習の尊重	
2、安全衛生	5
(1) 職場の安全・衛生	
(2) 緊急時の備え	
(3) 労働災害・業務上疾病	
(4) 身体的負荷がかかる作業	
(5) 従業員の健康管理	
3、環境保全	6
(1) 環境に関する認可および報告	
(2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減	
(3) 水の管理	
(4) 資源の有効活用と廃棄物管理	
(5) 化学物質の管理	
(6) 製品含有化学物質管理	
4、倫理的経営	6
(1) 腐敗防止	
(2) 不適切な利益供与および受領の禁止	
(3) 適切な情報開示	
(4) 知的財産権の尊重	
(5) 公正なビジネスの遂行	
(6) 責任ある鉱物調達方針	
(7) 地域貢献	

取引先の皆様に取り組んでいただきたい事項

社会からの期待や顧客の要求事項に応えるため、取引先の皆様と当社が認識を共有し、遵守していくべき事項を以下にまとめました。

1. 人権・労働

(1) 強制的な労働の禁止

- ・強制労働・債務労働・奴隷労働・非自主的且つ非人間的囚人労働を行わない。
- ・事業を行う国の関係法令、関係規則、および契約上の合意に基づき、従業員を合法的に雇用する。雇用条件として、公的に発行された身分証明書、パスポート、労働許可証の引渡しを要求しない。
- ・全ての労働は自主的なものとし、従業員が自由に離職または雇用関係を終了できることを保証する。

(2) 児童労働の禁止

- ・児童に労働させることを禁じる。ここでいう『児童』とは、満15歳、もしくは事業を行う国・地域の法令による義務教育終了年齢または就労最低年齢のうち、いずれか最後に到達する年齢を超えていない者とする。
- ・18歳未満の若年者に対して、健全な発達を損なうような危険有害業務に従事させない。

(3) 労働時間への配慮

- ・事業を行う国の法定労働時間を遵守し、残業時間を含めた上限時間の超過禁止、労働時間の短縮に努める。
- ・法令が定める休日や有休休暇を付与する。

(4) 適切な賃金

- ・最低賃金、超過勤務、法定給付を含む、事業を行う国の全ての関係法令を遵守し、従業員に給与を支給する。

(5) 非人道的な扱いの禁止

- ・セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントを含む各種ハラスメント、身体的懲罰、精神的・身体的強要、暴言による虐待などの過酷で非人道的な扱いを行わない。

(6) 差別の禁止

- ・職場における嫌がらせや差別を行わない。
- ・昇進、報酬など求人・雇用面で、人種、肌の色、年齢、性別（性的指向を含む）、民族性、障害、宗教、政治的志向、労働組合への加入、配偶者の有無などの要素による、応募者や従業員は一切の差別を排除する。

(7) 結社の自由

- ・事業を行う国の法令に従って自由に結社する権利、労働組合に加入する権利、団体交渉を行う権利を尊重する。

- ・従業員は報復、脅迫、嫌がらせの恐れを感じることなく、労働条件について、経営陣と対話することを保証する。

(8) 宗教的な伝統や慣習の尊重

- ・操業する国や地域の伝統や慣習、及び、従業員の宗教的な伝統や慣習を尊重し、それを妨げることのないよう配慮する。

2. 安全衛生

(1) 職場の安全・衛生

- ・機械装置類について、安全装置、インターロック、および防護壁等の安全対策と共に、適切なメンテナンスを行う。
- ・従業員が業務において、直接、生物や化学物質に接する場合は安全衛生上の管理を行う。
- ・適切な技術・管理手段により、職場の安全対策を講じ管理する。また、従業員に適切な保護具を提供する。

(2) 緊急時の備え

- ・緊急事態に際しては、状況を確認し、適切な復旧計画と手順によって、その影響を最小限に抑える。

(3) 労働災害・業務上疾病

- ・労働災害や業務上疾病について、状況の把握を行い、必要な是正措置を行う。

(4) 身体的負荷がかかる作業

- ・身体的負荷のかかる作業について、その状況を把握し、適切に管理する。また、従業員に対して、作業上適切な道具を提供する。

(5) 従業員の健康管理

- ・全ての従業員に対して法令に定める健康診断等を行い、疾病の予防・早期発見を行えるよう健康管理を行う。

3. 環境保全

(1) 環境に関する認可および報告

- ・環境に関する法令を遵守し、当該法令に定められる環境に関する必要な認可の取得、登録、その内容の維持更新および必要な報告を行う。

(2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

- ・事業活動全般において省エネルギーに努めるとともに、省エネルギーに貢献する製品の開発と普及に努める。
- ・温室効果ガスの削減に努める。

(3) 水の管理

- ・製造工程や排水処理工程において発生する汚水や廃棄物について、放流・廃棄処理の前に適切な処理を行う。

(4) 資源の有効活用と廃棄物管理

- ・事業活動全般において使用する水やその他資源の節約に努める。
- ・廃棄物等の削減に努めるとともに、3R (Reduce、Reuse、Recycle) を推進する。

(5) 化学物質の管理

- ・環境を汚染する可能性がある化学物質等については、適切な取り扱い・移動・保管・再利用・廃棄を行うとともに使用量の削減を図る。

(6) 製品含有化学物質管理

- ・リサイクル・廃棄に関する法令や表示規制を含め、製品の含有物に関する法規制と禁止条項を遵守する。

4. 公正取引・倫理的経営

(1) 腐敗防止

- ・高潔な倫理観を維持し、ビジネス上の相互関係において汚職、恐喝、横領を行わない。

(2) 不適切な利益供与および受領の禁止

- ・賄賂等を目的とした贈答・接待の供与や受領はしない。

(3) 適切な情報開示

- ・自社の事業活動、組織運営、財務状況、および業績についての情報を、関係法令ならびに慣例に従い、適切に開示する。

(4) 知的財産権の尊重

- ・知的財産権を尊重する。
- ・他者の知的財産権はこれを侵害することが無いよう適切な管理を実施し、自社あるいは他技術やノウハウの移転や取扱いは、その権利が保護されるように行う。

(5) 公正なビジネスの遂行

- ・公正な取引、公正な広告、ならびに公正な競争を行う。また、顧客情報は適切に管理する。
- ・取引によって知り得た機密情報については厳格に管理し、取引先の承諾なしに、外部には一切開示しない。

(6) 責任ある鉱物調達方針

- ・紛争地域および政情不安、社会基盤の崩壊、暴力が広範におよんでいる高リスク地域（以下、対象地域）を原産地とし、紛争および CSR リスクに関わる鉱物の不使用に向けた取り組みを推進する。

※紛争および CSR リスクとは、以下を指す。

- ・ 鉱物の採掘、輸送、取引に関連した人権侵害（強制労働、児童労働、人身売買、虐待等の非人道的行為）
- ・ 武装勢力に対する直接的または間接的支援
- ・ 公的または民間の保安隊による不法行為（管轄内における違法な課税や金の恐喝）
- ・ 贈収賄、鉱物原産地詐称、資金洗浄、および政府への税金、手数料、採掘権料の未払い

（7）地域貢献

- ・ 社会と経済の発展の一助となるよう、地域貢献活動を推進する。
- ・ 特に、国外に事業展開している場合、その国の法令を遵守するだけでなく、その国の歴史、文化、および慣習を尊重し、その社会の発展に寄与する。

制定 2022年7月19日